

第24期 第7回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和3年1月27日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 7 回定例農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 月 2 7 日（水）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	1 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 32 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	2 件
議案第 33 号	令和 2 年度農用地利用集積計画(第 6, 7 号)について	2 件
議案第 34 号	農用地利用配分計画(案)について	2 件
議案第 35 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 36 号	非農地証明願いについて	1 件
議案第 37 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	1 件
第 3 報告第 12 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 13 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 14 号	農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第7回1月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号16番 ○○ ○○ 委員、17番 ○○ ○○ 委員の両名にお願い致します。

第 2

■議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	○○ ○○
譲受人	双海町高岸	○○ ○○
申請地	双海町高岸	畑 外1筆
譲受人の耕作面積	○○㎡	
申請理由	(譲渡人) 農地維持管理困難 (譲受人) 経営規模の拡大	
権利の種類	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	水仙・しきび・さかき	
主な農機具	農作業用自動車	
労働力	常時4人	

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第2号から第5号までは提出された書類で、許可要件を満たしていることが確認できています。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは松山市に在住で、農地管理困難ということで、農業者である〇〇さんが買って農業をするということです。現地を見ましたが、今も管理はされております。何も問題はありませので、よろしくお願ひします。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願ひします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願ひします。

事務局

2番

譲渡人	稲荷	〇〇	〇〇
譲受人	稲荷	〇〇	〇〇
申請地	稲荷	田	外1筆

譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 農地維持管理困難 (譲受人) 経営規模の拡大
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米・麦・レタス・枝豆
主な農機具の保有状況	耕耘機・トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・防除機
労働力	常時3人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは会社勤めで管理ができずに、買い手の〇〇さんに貸して管理をしていましたが、今後も管理ができないということで売買に至りました。〇〇さんは、息子さんも一緒に農業をしていまして、農業従事者ということでかなり広く農業をされています。何も問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第33号 令和2年度農用地利用集積計画(第6, 7号)について

■議案第34号 農用地利用配分計画(案)について

議長

議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用

地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第34号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

まず利用集積計画第6号は中村地区の農地が中心となります。合計で貸し手が29人、67筆、92,377㎡。配分計画は、借り手が5名で筆数と面積は同じです。

続きまして、集積計画第7号は稲荷地区の農地が中心となります。合計で貸し手が19人、48筆、38,026㎡。配分計画は、借り手が3名で筆数と面積は同じです。

ここで、今回中村地区と稲荷地区が中間管理機構を利用した貸し借りによって取り組む補助事業について説明いたします。「農地中間管理機構の手引き」6ページをご覧ください。最初に機構集積協力金と書かれているページです。その下、ピンクで囲われているところの地域集積協力金に今回中村地区と稲荷地区は取り組んでいます。ここに書かれている通り、この協力金に取組むには、実質化された人・農地プランの策定が条件になります。また、大字や学校区などの単位の農地面積のうち一定以上をまとめて農地中間管理機構に預けることも条件になります。一定以上というのは、貸付面積を地域の農地面積で割った機構の活用率を算定し、この機構の活用率のよって10aあたりの交付単価が決まります。この機構の活用率が、今回の中村地区では28%、稲荷地区では8%になっています。6ページの交付単価の表で行くと中村地区は、中山間地域の区分2、稲荷地区は中山間地域の区分1に該当します。また、この交付金は、貸し付けた個人に入るのではなく、集積に協力した地域に交付されるというのも特徴になります。

事務局からは以上です。

議長

議案第33号、第34号につづきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

中村地区では、農業されている方の高齢化に伴い、遊休農地が増えています。2018年に集落営農組合ができて、その結果、年々集積面積が増えまってきましたが、組合で農業中間管理事業を利用しようという話になりまして、今後は組合のメンバーが借りて取り組んでいくこととなります。ご審議よろしく申し上げます。

〇〇農業委員

稲荷地区では、集落営農組合を平成28年に作りまして、集積面積が増えてきました

が、法人化をしておりませんので、農地を借りるに当たり組合代表者3名の名前で借りることになりました。よろしくお願いします。

議長

議案第33号、第34号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇農業委員

貸借期間が6年とありますが、私の認識では10年の貸借期間だと思ったのですが。

事務局

機構集積協力金事業は、集積集約化タイプ、集約化タイプ、経営転換協力金と大きく3つの事業があります。今までは個人の方が預けた時に預けた所有者の方に協力金がでる事業として経営転換協力金がありまして、その事業だと最低10年預けることになりましたが、今回の地域集積協力金は、最低6年以上の貸借が条件になります。

議長

その他にご意見はございませんでしょうか。

議案第33号、第34号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第33号、第34号について承認いたします。

続きまして、32ページをお開きください。

■議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第35号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第35号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	田	

転用目的 農家住宅
権利の種類等 使用貸借権

借受人は松山市で借家住まいをしていましたが、農業を継ぐために実家に住所を移し現在は両親と同居しているため、子供の成長とともに手狭となっております。そのため貸渡人である申請人の父の農地で、すでに農業用倉庫が建っている農地に農家住宅を建築する話がまとまり、今回転用申請に至りました。

当該農地は上三谷の〇〇集落に位置し、住宅等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

議案第35号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲受人の〇〇さんは農業をするために実家に住所を移し両親と同居をしていますが、子供の生まれ手狭になってきたということで、父の農地で住宅を建築する話になり今回申請することとなりました。よろしくお願いします。

〇〇農業委員

写真では広い場所に建てるみたいですが、農家住宅を建てるには面積の要件があると思うのですが、地目は農地なので、倉庫などの農家住宅部分以外は分筆しなくていいのですか。

事務局

農家住宅の要件は1,000㎡未満になりますが、家だけでなく干し場や農業用倉庫など農作業を行う敷地も含めての1,000㎡未満になりますので、今回の案件は写真では広く見えますが〇〇㎡でありますので、土地利用方法についても問題ありませんし、分筆の必要性はありません。

議長

議案第35号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第35号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第35号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、33ページをお開きください。

■議案第36号 非農地証明願いについて

議長

議案第36号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員の承認を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

申出人	中山町中山	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
申出地	中山町出渕	畑	外1筆
証明書	非農地証明		
現状	20年以上雑木が繁茂している状態		

申請人は、昭和〇〇年頃から柑橘を作付けしていましたが、昭和〇〇年頃に柑橘栽培をやめて、会社勤務するようになりました。そのまま放置したため、現在は雑木が覆い茂っています。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第36号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

先日近くまで行きましたが周辺も山林化しているので、復旧は難しいと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

議案第36号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第36号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第36号につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、34ページをお開きください。

■議案第37号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第37号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

議案第37号につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人	上三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇
申出地	上三谷	畑	外1筆
転用目的	植林		

申出地は、申出人が果樹園を栽培していたが、高齢になり耕作することが難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年頃に杉の植林を行ったとのことです。農業委員会で転用協議を行う際に関係法令に違反していることを認識したため、是正転用のために農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第37号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

申出人の〇〇さんはミカン、伊予柑を栽培していましたが、高齢のため管理が難しくなったため、杉の植林により現在は山林の状態となっています。元の農地に戻すのは不可能であり、現地確認をしても場所の特定が難しく周囲も山林化しています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

議案第37号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第37号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第37号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、35ページをお開きください。

第3

■報告第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第12号 「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第12号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

申請人 下吾川 〇〇 〇〇

土地所有者 下吾川 〇〇 〇〇

届出地 下吾川 田

転用目的 露天駐車場

以上です

議長

報告第12号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして36ページをお開きください。

■報告第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第13号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第13号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人	鹿児島県	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第13号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして37ページをお開きください。

■報告第14号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第14号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回13件の届出で、16筆、36,502㎡の届け出がありましたが、議案33号と34号の農地中間管理事業に係る解約になります。中間管理機構と貸借をするにあたり、所有者や耕作者が死亡によりそのまま放置されていた永小作権や、利用権からの借り換えのために届け出られた解約になります。権利者が死亡をしている場合は、相続人

全員の同意が必要になってきます。今回、両地区においても、相続人が多数になって解約の届出が成立せずに、中間管理機構との貸借をあきらめた農地もあります。委員の皆様には、小作をしていた方がやめたことに気づいた場合には、早めの解約手続きの啓発も農業委員会活動の一環としてよろしく申し上げます。

以上です。

議長

報告第14号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・役員研修会の開催について
- ・農業委員会活動記録帳について

事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年2月25日(木曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を開催予定としております。

以上で、第7回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第7回1月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後14時29分 閉会)